**別紙１**

**現場代理人配置の取扱いについて**

　令和5年1月1日適用

美祢市では、平成29年７月１日から「美祢市建設工事現場代理人取扱要綱」を制定し、運用してきましたが、建設業法施行令の一部改正（令和5年1月1日施行）に伴い、３（２）ウ（イ）の請負金額を変更しました。

１　現場代理人の資格要件

（１）受注者との直接的な雇用関係があること。

（２）営業所の専任技術者でないこと。

２　現場代理人の常駐を要しない期間

（１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（２）工事の全部の施工を一時中断している期間

（３）工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（４）工事完成後、検査が終了し、事務手続き、片付け等のみが残っている期間

（５）前各号のほか、工事現場において作業等が行われていないと発注者が認める期間

３　現場代理人の兼務を認める要件について

下記の共通要件を全て満たし、個別要件のいずれかを満たすことが必要です。

（１）共通要件

ア　兼務する工事現場が美祢市内であること。

イ　兼務する工事の発注機関が美祢市でない場合は、当該発注機関が兼務を了承していること。

ウ　発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

エ　兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ　特記仕様書等に兼務を認めない旨の記載がないこと。

（２）個別要件

ア　密接な関係にある２以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50ｍ以内の区域）で施工するとき。

イ　建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事であるとき。

ウ　以下の要件をいずれも満たすとき。

（ア）兼務する工事が３件（美祢市が発注する災害復旧工事を含む場合は４件）以内であること。

（イ）それぞれの請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

４　兼務する場合の手続について

（１）現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後速やかに「現場代理人兼務届」を総務企画部監理課に提出して下さい。

５　留意事項について

（１）現場代理人を兼務配置したことにより施工管理や安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることのないよう、連絡体制の整備等については、より一層配慮して下さい。

（２）工事の内容、現場条件等により兼務が困難と判断し、承認しない場合もあります。

（３）兼務をしている工事が増額変更等により、要件を満たせなくなったときは、新たに現場代理人を配置しなければなりません。

（４）兼務の承認後、予期しない事態が生じて兼務を継続することが不適と認めた場合や偽りその他不正な手段により承認を得たと認められるときはには、承認を取り消すことがあります。この場合は新たに現場代理人を配置しなければなりません。

（５）その他不明な点は美祢市役所総務企画部監理課（電話0837-52-1119）にお問い合わせ下さい。